

平成29年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

平成30年3月
千代田区

目次

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	3
4. 公契約条例適用による事務負担	4
5. 賃金を上げた従事者の有無	4
6. 賃金を上げた従事者の割合	5
7. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	6
8. 従事者の労働意欲向上への効果	7
9. 従事者の生活安定への結び付き	7
10. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	8
11. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	9
12. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望	9
13. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成27年度契約分	10
(2) 工事請負契約 平成28年度契約分	11
(3) 工事請負契約 平成29年度契約分	12
(4) 業務委託契約	13
(5) 指定管理協定	13

III 使用した調査票

1. 工事請負契約	14
2. 業務委託契約	18
3. 指定管理協定	21

I 調査の概要

1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者14者
業務委託契約の受注者26者
指定管理協定の受託者5者 合計45者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 平成30年2月5日～2月21日

3. 調査項目

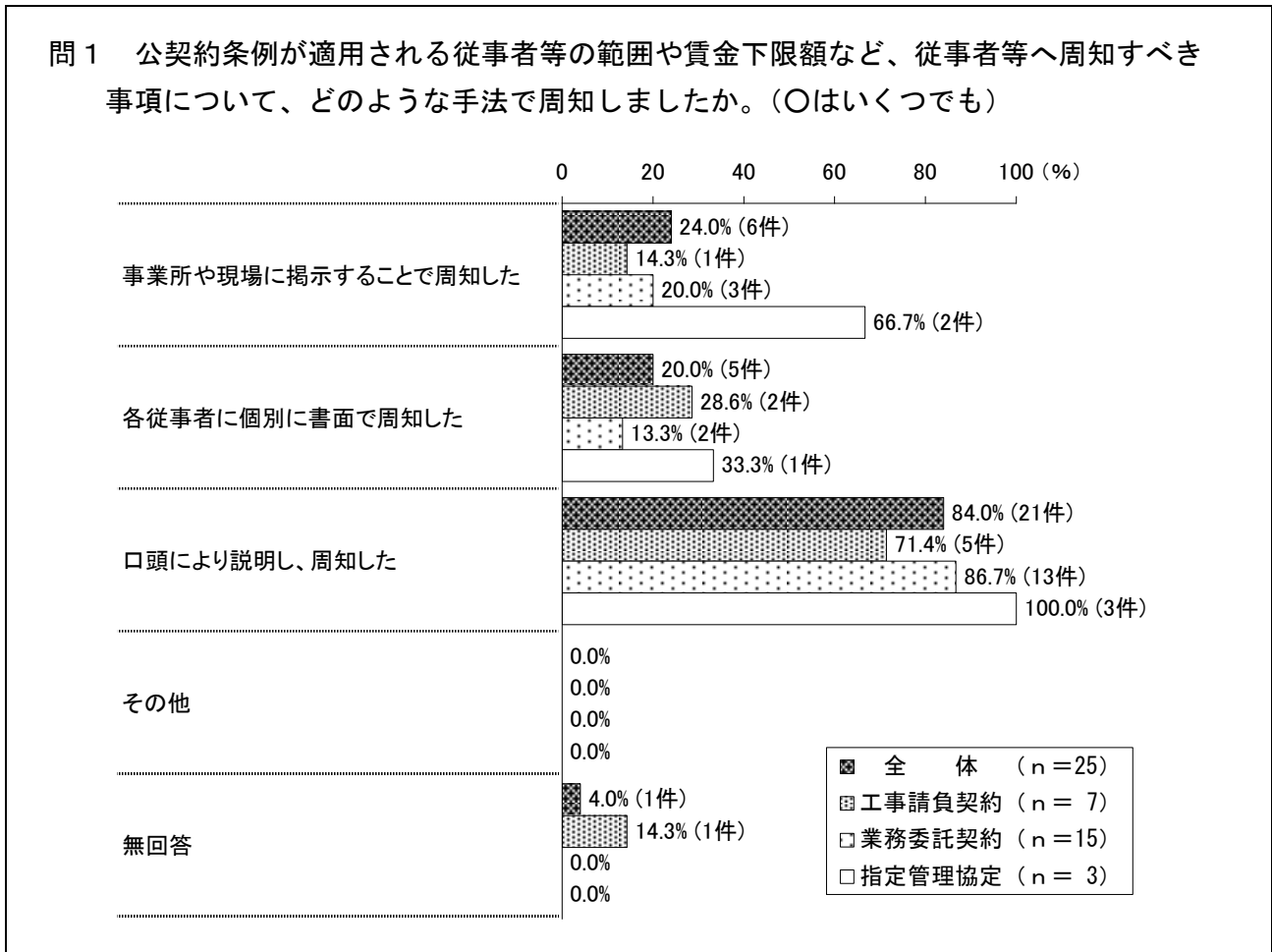
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 賃金を上げた従事者の有無（問5）
- (6) 賃金を上げた従事者の割合（問5-1）
- (7) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問6）
- (8) 従事者の労働意欲向上への効果
（工事請負契約：問6、業務委託契約及び指定管理協定：問7）
- (9) 従事者の生活安定への結び付き
（工事請負契約：問7、業務委託契約及び指定管理協定：問8）
- (10) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法
（工事請負契約：問8、業務委託契約及び指定管理協定：問9）
- (11) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
（工事請負契約：問9）
- (12) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問10）
- (13) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	45	25	55.6%
工事請負契約の受注者	14	7	50.0%
業務委託契約の受注者	26	15	57.7%
指定管理協定の受託者	5	3	60.0%

II 調査の結果

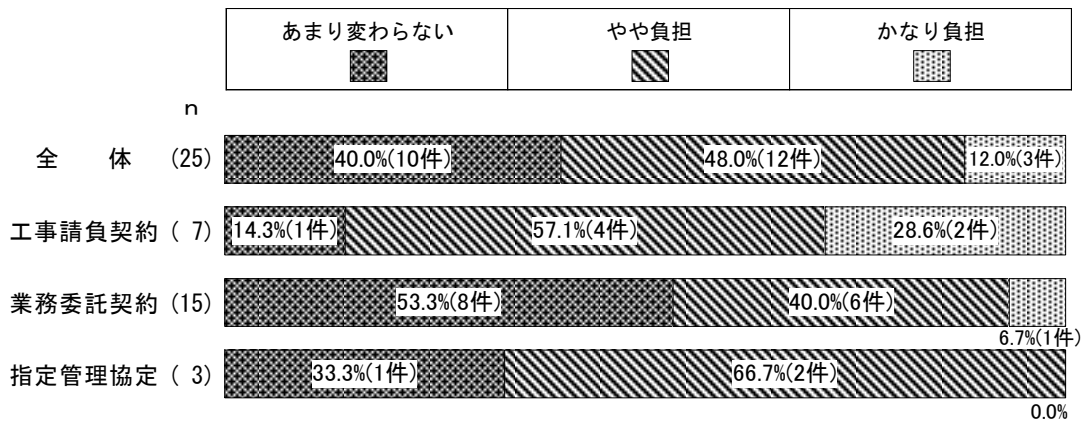
1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）



従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が84.0%（21件）で最も高く、次いで「事業所や現場に掲示することで周知した」が24.0%（6件）、「各従事者に個別に書面で周知した」が20.0%（5件）の順となっている。

2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

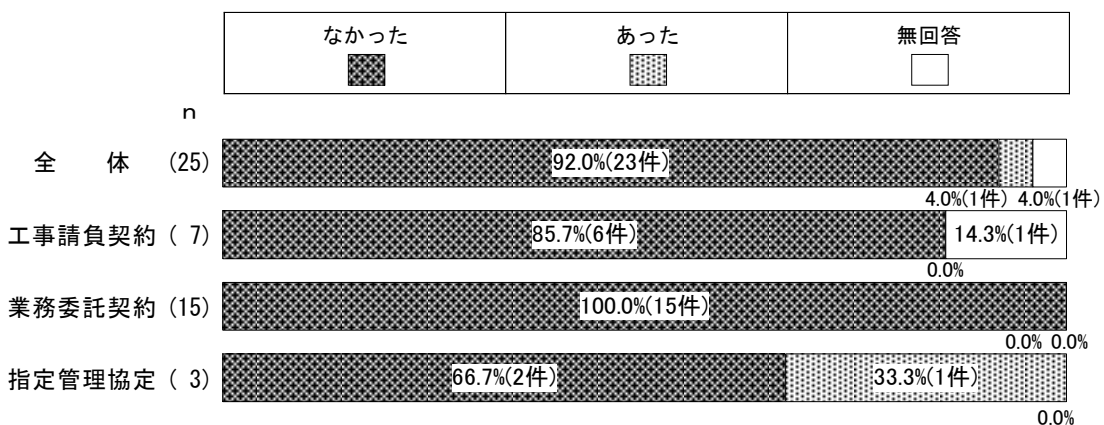
問2 平成30年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者配付時、別紙確認書による受領確認）による周知方法の導入を予定していますが、このことによる事務の負担はどの程度と考えられますか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉でみると、「やや負担」が48.0%（12件）で最も高く、次いで「あまり変わらない」が40.0%（10件）、「かなり負担」が12.0%（3件）の順となっている。

3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

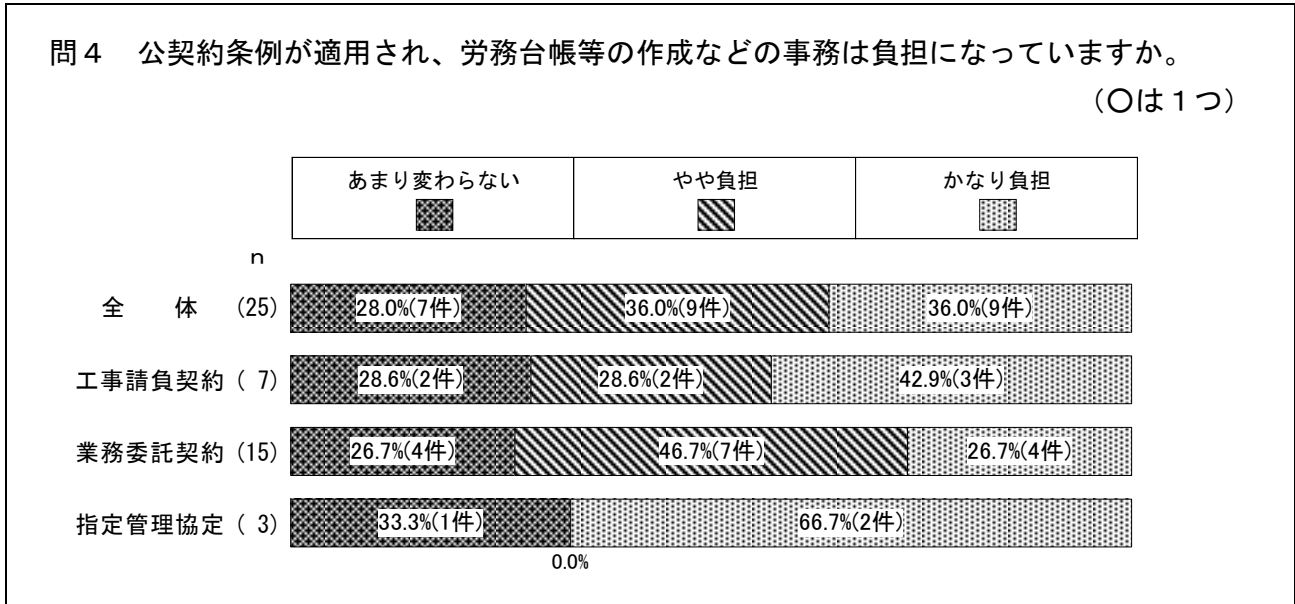
問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉でみると、「なかった」が92.0%（23件）、「あった」が4.0%（1件）となっている。

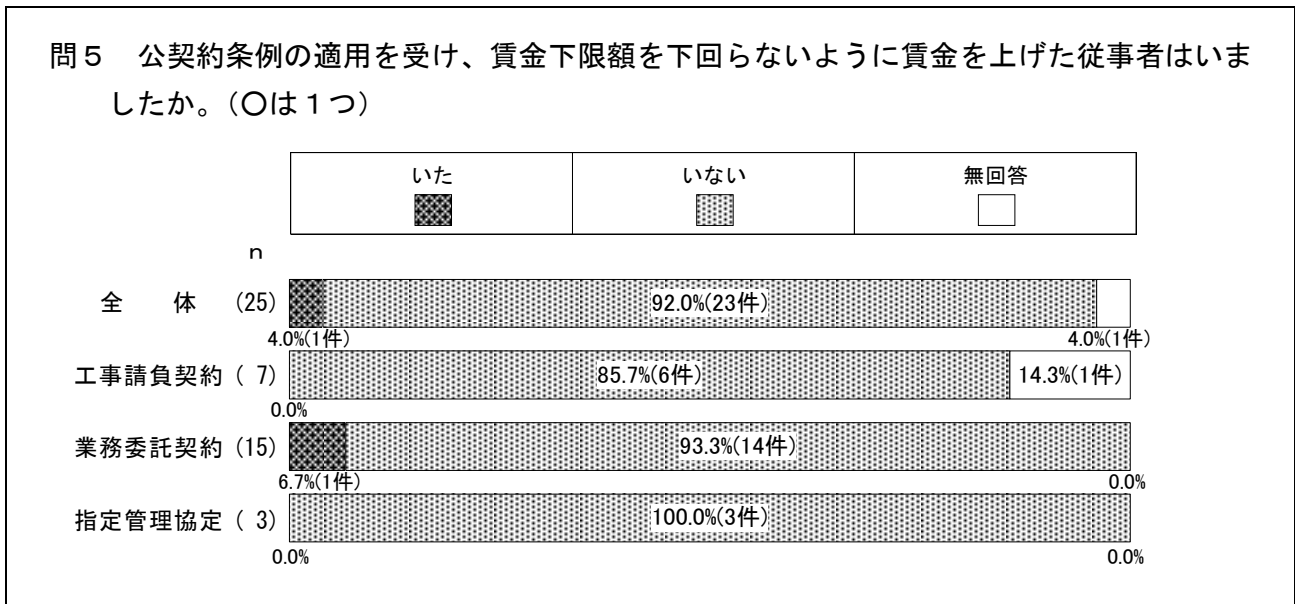
また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈指定管理協定〉では「指定管理者として住民サービスのために講座講習会等の事業を実施する際に、法人・個人問わず講師等の業務委託をします。この時、特に個人の講師委託先から、公的保健制度（社保等）に関する照明の提示については個人情報となるため、明確な説明を求められることや提示を拒否されることが数多くあります」があげられている。

4. 公契約条例適用による事務負担（問4）



公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」と「かなり負担」がともに36.0%（9件）で最も高く、次いで「あまり変わらない」が28.0%（7件）の順となっている。

5. 賃金を上げた従事者の有無（問5）

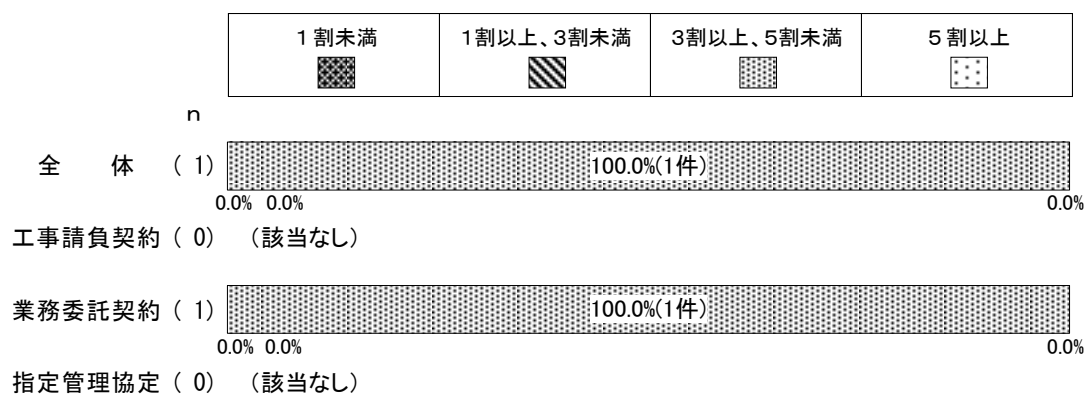


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が4.0%（1件）、「いない」が92.0%（23件）となっている。

6. 賃金を上げた従事者の割合（問5-1）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

問5-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（業務委託契約：1件）の、従事者の割合をみると、「3割以上、5割未満」が100.0%（1件）となっている。

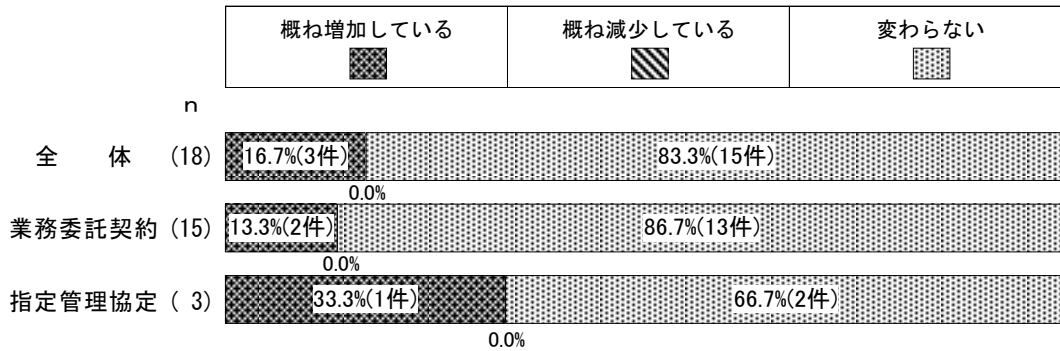
7. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問6）

（業務委託契約及び指定管理協定：問6）

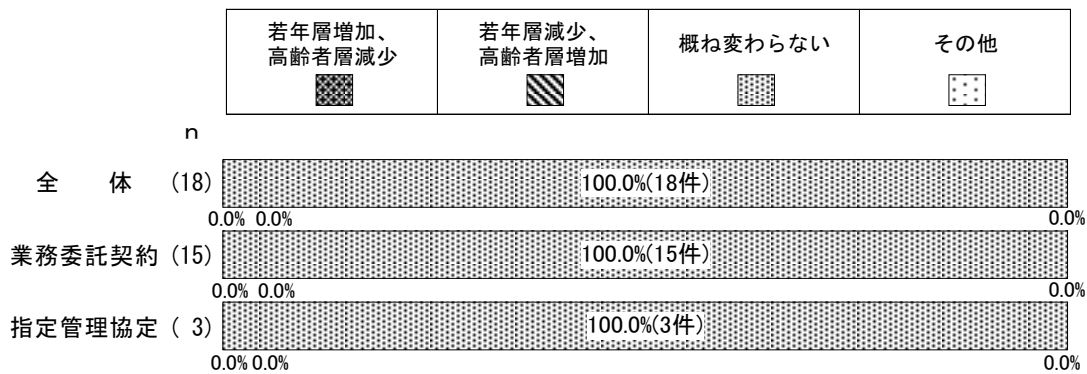
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成28年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成

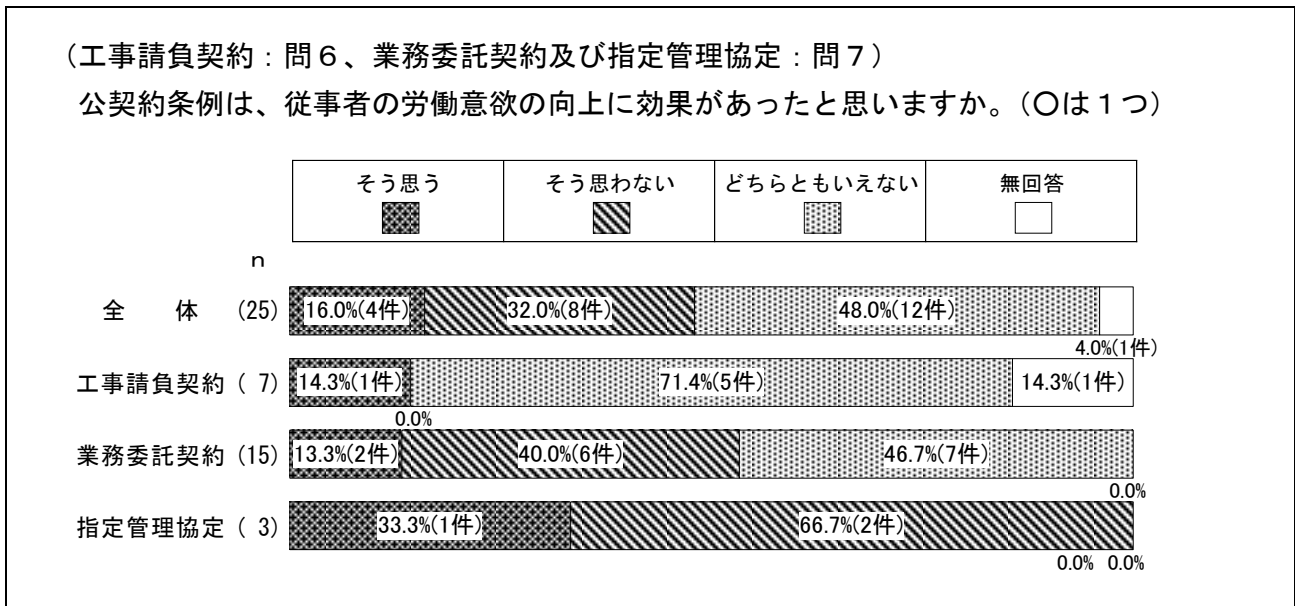


適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉で見ると、「概ね増加している」が16.7%（3件）、
「変わらない」が83.3%（15件）となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉で見ると、「概ね変わらない」が100.0%（18件）となっている。

8. 従事者の労働意欲向上への効果

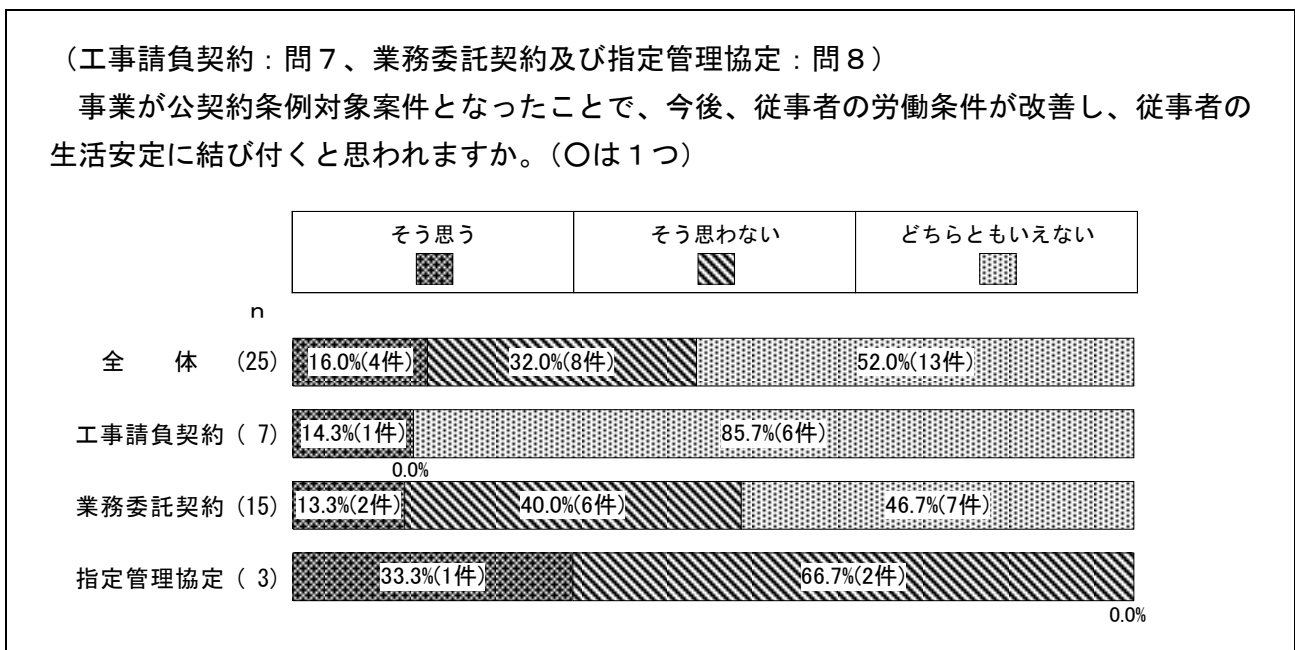
(工事請負契約：問6、業務委託契約及び指定管理協定：問7)



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉でみると、「そう思う」が16.0%（4件）、「そう思わない」が32.0%（8件）となっている。「どちらともいえない」は48.0%（12件）となっている。

9. 従事者の生活安定への結び付き

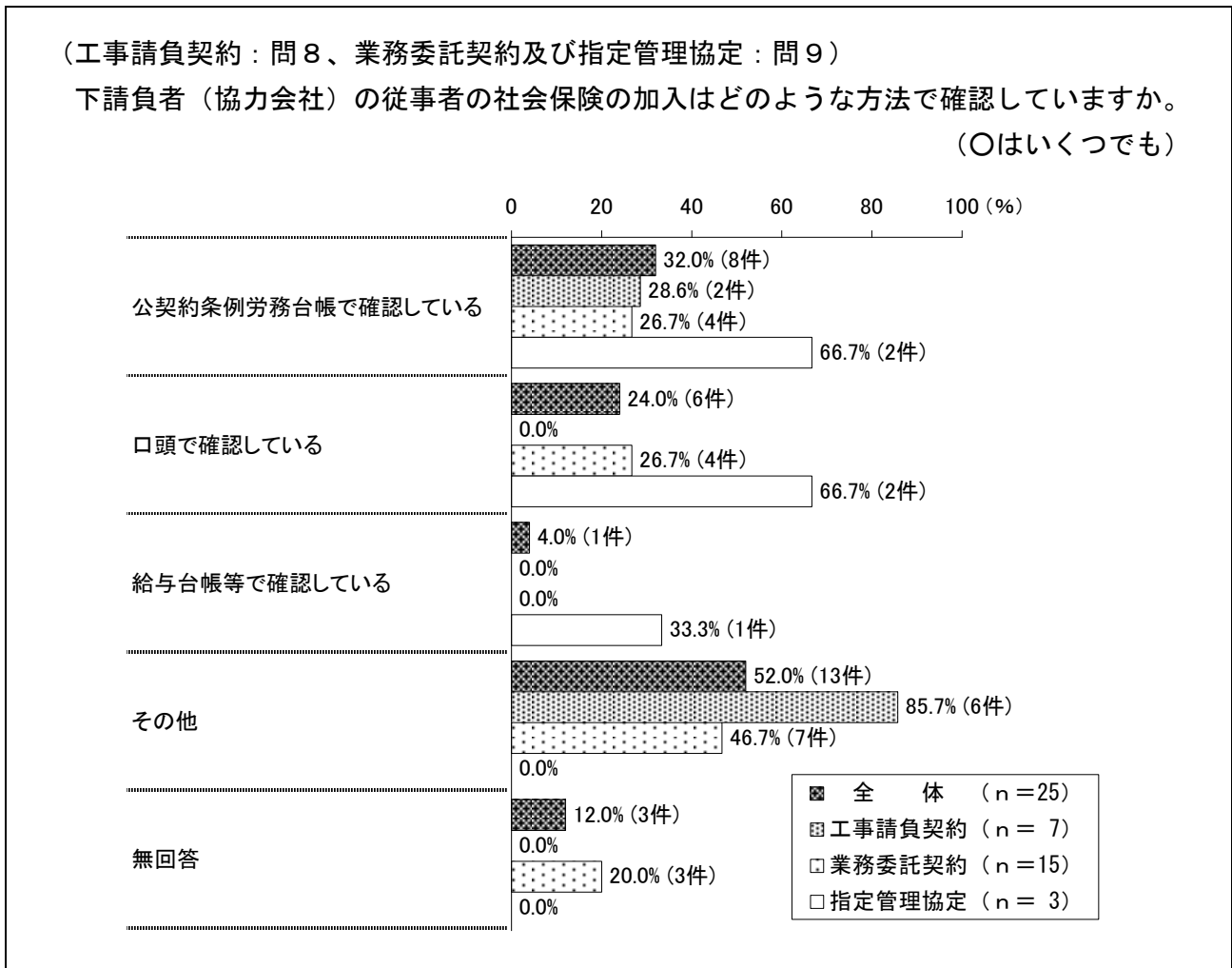
(工事請負契約：問7、業務委託契約及び指定管理協定：問8)



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉でみると、「そう思う」が16.0%（4件）、「そう思わない」が32.0%（8件）となっている。「どちらともいえない」は52.0%（13件）となっている。

10. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法

(工事請負契約：問8、業務委託契約及び指定管理協定：問9)



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉で見ると、「公契約条例労務台帳で確認している」が32.0%（8件）で最も高く、次いで「口頭で確認している」が24.0%（6件）、「給与台帳等で確認している」が4.0%（1件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「施工体制台帳」（計2件）、「安全書類」（計2件）、「会社として加入している業者としか契約できない」、「定期的に帳票類のコピー提出を求めている」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請負者は使用していない」（計6件）、「保険料納付領収書（写）の提出を求めて確認」があげられている。

11. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問9)

(工事請負契約：問9)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者6者から回答があった。

- 社会保険の写しを確認する。
- 社会保険加入状況確認書により、書面で提出してもらっている。
- 一人親方の従事者には、社会保険の加入の指導をしている。
- 施工体制台帳、作業員名簿等で確認している。保険証のコピーでも確認している。
- 契約時に書類で確認しています。
- 今のところ一人親方はいない。

12. 千代田区公契約条例に関する意見・要望 (問10)

問10 その他、千代田区公契約条例に関するご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

指定管理協定の受託者1者から回答があった。工事請負契約及び業務委託契約の受注者のからの回答はなかった。

- 高齢者活動拠点、多世代交流拠点、人材育成研修拠点の指定管理者として、施設運営以外に区民サービスとして年間相当数の講座講習会等の事業を実施し、数多くの法人・個人と講師等の業務委託契約を行っていますが、公契約条例では、指定管理者が契約する案件について、金額及び契約内容についての適用要件が設定されていないことから、すべての契約案件が条例の適用範囲となり、このことが講座講習会事業における事務の大きな負担となっています。
建設や設備管理等については、利用者等の安全確保のために、委託先の従事者が適正な労務管理の下で従事していることを確認する必要は理解できますが、講座講習会の講師委託については、利用者の安全確保と直接的な因果関係は無いものと考えており、指定管理者の契約案件における金額および契約内容等の適用要件について再考をお願いいたします。
例えば、講座講習会の講師等の委託契約については、所得税法の基準に合わせ年額5万円を超える場合にのみ条例に基づく手続きをするということであれば、指定管理者としての事務も大幅に改善することが見込まれますので、ご提案いたします。

13. 賃金実態

(1) 工事請負契約 平成27年度契約分 ※平成29年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H27 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,750	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,400	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,713	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	378	2,950	2,250	76%	2,875	97%	2,496.5	85%
10	鉄筋工	0	3,100	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,175	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,400	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,700	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,238	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	3,938	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう世話役	0	3,863	0	0%	0	0%	0	0%
21	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
22	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	0	0%
23	普通船員	0	2,713	0	0%	0	0%	0	0%
24	潜水士	0	4,613	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水連絡員	0	3,175	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水送気員	0	3,150	0	0%	0	0%	0	0%
27	型わく工	0	2,938	0	0%	0	0%	0	0%
28	大工	0	3,175	0	0%	0	0%	0	0%
29	左官	0	3,113	0	0%	0	0%	0	0%
30	配管工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
31	はつり工	0	2,813	0	0%	0	0%	0	0%
32	防水工	0	3,363	0	0%	0	0%	0	0%
33	板金工	0	3,125	0	0%	0	0%	0	0%
34	タイル工	0	3,013	0	0%	0	0%	0	0%
35	サッシ工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
36	内装工	0	3,113	0	0%	0	0%	0	0%
37	ガラス工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
38	建具工	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
39	ダクト工	0	2,563	0	0%	0	0%	0	0%
40	保温工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
41	建築ブロック工	0	2,738	0	0%	0	0%	0	0%
42	設備機械工	0	2,638	0	0%	0	0%	0	0%
43	交通誘導警備員A	0	1,600	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員B	0	1,388	0	0%	0	0%	0	0%

(2) 工事請負契約 平成28年度契約分 ※平成29年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H28 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,475	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	2	1,775	1,509	85%	1,509	85%	1,509	85%
4	造園工	0	2,488	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,163	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,188	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,813	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	3	2,913	2,477	85%	2,477	85%	2,477	85%
10	鉄筋工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,525	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,313	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,138	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,313	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,500	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう世話役	0	4,000	0	0%	0	0%	0	0%
21	土木一般世話役	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
22	高級船員	0	3,413	0	0%	0	0%	0	0%
23	普通船員	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
24	潜水士	0	4,775	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水連絡員	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水送気員	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
27	型わく工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
28	大工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
29	左官	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
30	配管工	0	2,563	0	0%	0	0%	0	0%
31	はつり工	0	2,925	0	0%	0	0%	0	0%
32	防水工	0	3,488	0	0%	0	0%	0	0%
33	板金工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
34	タイル工	0	2,650	0	0%	0	0%	0	0%
35	サッシ工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
36	内装工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
37	ガラス工	0	2,900	0	0%	0	0%	0	0%
38	建具工	0	2,838	0	0%	0	0%	0	0%
39	ダクト工	0	2,538	0	0%	0	0%	0	0%
40	保温工	0	2,575	0	0%	0	0%	0	0%
41	建築ブロック工	0	2,738	0	0%	0	0%	0	0%
42	設備機械工	3	2,613	2,222	85%	2,222	85%	2,222	85%
43	交通誘導警備員A	0	1,700	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員B	0	1,463	0	0%	0	0%	0	0%

(3) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※平成29年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H29 設計労務 単価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
2	普通作業員	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
3	軽作業員	0	1,763	0	0%	0	0%	0	0%
4	造園工	0	2,513	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	0	0%
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	2,988	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,775	0	0%	0	0%	0	0%
15	運転手(一般)	0	2,300	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	0	0%
21	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0	0%
22	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	0	0%
23	普通船員	0	2,725	0	0%	0	0%	0	0%
24	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	0	0%
27	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
28	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
29	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
30	配管工	0	2,613	0	0%	0	0%	0	0%
31	はつり工	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
32	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	0	0%
33	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	0	0%
34	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	0	0%
35	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	0	0%
36	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	0	0%
37	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
38	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
39	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	0	0%
40	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	0	0%
41	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	0	0%
42	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	0	0%
43	交通誘導警備員A	0	1,738	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員B	0	1,500	0	0%	0	0%	0	0%

(4) 業務委託契約 ※平成29年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	H29 賃金 下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	8	967	967	100%	2,096	217%	1,214	126%
	警備員	38	967	967	100%	1,000	103%	980.7	101%
	清掃員	11	967	967	100%	1,100	114%	1,012.5	105%
	受付	6	967	967	100%	1,000	103%	987.5	102%
	その他	5	967	1,190	123%	1,361	141%	1,276	132%
(2)給食調理業務	給食調理	28	967	1,000	103%	1,440	149%	1,169.5	121%
	配膳員	5	967	1,000	103%	1,050	109%	1,020	105%
	その他	0	967	0	0%	0	0%	0	0%
(3)清掃業務 (公園等清掃・ 緑地帯維持管理)	清掃員	30	967	1,100	114%	1,500	155%	1,214.5	126%
	作業員	69	967	1,171	121%	2,028	210%	1,599	165%
	その他	0	967	0	0%	0	0%	0	0%
(4)廃棄物、資源等 回収業務	作業員	9	967	1,560	161%	0	0%	0	0%
	運転手	12	967	1,101	114%	1,397	144%	1,249	129%
	その他	0	967	0	0%	0	0%	0	0%
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	46	967	1,300	134%	1,820	188%	1,497	155%
	その他	18	967	1,057	109%	2,952	305%	1,727	179%

※(4) 廃棄物、資源等回収業務の「作業員」に回答した受注者は1者であるが、この1者は従業者数と最低時給に回答があつて、最高時給と平均時給が無回答である。

(5) 指定管理協定 ※平成29年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	H29 賃金 下限額(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務 (窓口・清掃・ 廃棄物処理を含む)	設備点検保守	10	967	1,000	103%	1,518	157%	1,300.5	134%
	警備員	10	967	941	97%	1,987	205%	1,462	151%
	清掃員	8	967	941	97%	1,141	118%	992	103%
	受付	6	967	1,000	103%	1,000	103%	1,000	103%
	作業員	0	967	0	0%	0	0%	0	0%
	運転手	0	967	0	0%	0	0%	0	0%
	窓口、管理業務	11	967	1,029	106%	1,722	178%	1,338	138%
	事務員	14	967	1,221	126%	3,131	324%	1,849	191%
	その他	9	967	941	97%	1,428	148%	1,029	106%
(2)介護業務 (支援員等を含む)	生活相談員	5	967	1,660	172%	1,952	202%	1,806	187%
	看護師等	12	967	1,264	131%	2,923	302%	2,116	219%
	介護職員	49	967	1,166	121%	1,971	204%	1,568	162%
	機能訓練指導員等	4	967	1,508	156%	2,353	243%	1,955	202%
(3)専門業務	管理栄養士	1	967	2,094	217%	2,094	217%	2,094	217%

Ⅲ 使用した調査票

1. 工事請負契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- 1 事業所や現場に掲示することで周知した
- 2 各従事者に個別に書面で周知した
- 3 口頭により説明し、周知した
- 4 その他（具体的に _____）

問2 平成30年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者配付時、別紙確認書による受領確認）による周知方法の導入を予定していますが、このことによる事務の負担はどの程度と考えられますか。（〇は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- 1 なかった
- 2 あった

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問5 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

- 1 いた
- 2 いない

（問5で「1 いた」とお答えの方に）

問5-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（〇は1つ）

- 1 1割未満
- 2 1割以上、3割未満
- 3 3割以上、5割未満
- 4 5割以上

問6 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問7 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問8 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- 1 公契約条例労務台帳で確認している
2 口頭で確認している
3 給与台帳等で確認している
4 その他(具体的に)

問9 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

問10 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

賃金実態に関する設問(工事請負契約)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成29年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう世話役				
21	土木一般世話役				
22	高級船員				
23	普通船員				
24	潜水士				
25	潜水連絡員				
26	潜水送気員				
27	型わく工				

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
28	大工				
29	左官				
30	配管工				
31	はつり工				
32	防水工				
33	板金工				
34	タイル工				
35	サッシ工				
36	内装工				
37	ガラス工				
38	建具工				
39	ダクト工				
40	保温工				
41	建築ブロック工				
42	設備機械工				
43	交通誘導警備員A				
44	交通誘導警備員B				

2. 公契約条例対象契約の契約年度を選択してください。(下記の内一つに○を付けてください。)

1.平成27年度 2.平成28年度 3.平成29年度

2. 業務委託契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- 1 事業所や現場に掲示することで周知した
- 2 各従事者に個別に書面で周知した
- 3 口頭により説明し、周知した
- 4 その他（具体的に _____）

問2 平成30年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者配付時、別紙確認書による受領確認）による周知方法の導入を予定していますが、このことによる事務の負担はどの程度と考えられますか。（〇は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- 1 なかった
- 2 あった

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問5 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

- 1 いた
- 2 いない

（問5で「1 いた」とお答えの方に）

問5-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（〇は1つ）

- 1 1割未満
- 2 1割以上、3割未満
- 3 3割以上、5割未満
- 4 5割以上

問6 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成28年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者層増加 | 4 その他 (具体的に) |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(○はいくつでも)

- | |
|--------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 口頭で確認している |
| 3 給与台帳等で確認している |
| 4 その他 (具体的に) |

問10 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態に関する設問(業務委託契約)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成29年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく平成29年度の賃金下限額

967円/時間

3. 指定管理協定

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- 1 事業所や現場に掲示することで周知した
- 2 各従事者に個別に書面で周知した
- 3 口頭により説明し、周知した
- 4 その他（具体的に _____）

問2 平成30年度から公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者配付時、別紙確認書による受領確認）による周知方法の導入を予定していますが、このことによる事務の負担はどの程度と考えられますか。（○は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- 1 なかった
- 2 あった

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- 1 あまり変わらない
- 2 やや負担
- 3 かなり負担

問5 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- 1 いた
- 2 いない

（問5で「1 いた」とお答えの方に）

問5-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）

- 1 1割未満
- 2 1割以上、3割未満
- 3 3割以上、5割未満
- 4 5割以上

問6 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成28年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者層増加 | 4 その他 (具体的に) |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(○はいくつでも)

- | |
|--------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 口頭で確認している |
| 3 給与台帳等で確認している |
| 4 その他 (具体的に) |

問10 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態に関する設問(指定管理協定)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成29年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数 (人)	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	事務員				
	その他				
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員				
	看護師等				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務 (栄養士・調査員・学芸員 等を記載してください。)					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく平成29年度の賃金下限額 967円/時間